

専門店街活性化に係る助成金交付についての検証と是正

対象受検機関：一般財団法人大阪府タウン管理財団

事務事業の概要	検出事項	監査の結果									
<p>1 助成金の経緯</p> <p>(1) 一般財団法人大阪府タウン管理財団泉北事業本部（以下「財団」という。）は、A地区に財団が所有するビルに入居する5専門店会（以下「専門店会」という。）の事業を支援するため、昭和63年度から販売促進事業費助成金（以下「販促助成金」という。）を交付、これに加えて平成6年度からは会長会振興助成金（以下「会長会助成金」という。）を交付してきている（平成26年度まで）。</p> <p>(2) 交付当初には要綱等がなく、財団は起案・決裁のみの「伺い定め」によって助成金を交付していた。</p> <p>(3) その後、平成17年度になって、「泉北事業本部専門店街活性化等推進事業助成金交付要綱」（平成17年11月施行、以下「要綱」という。）を制定した。</p> <p>(4) この助成事業は平成26年度で終了予定である。</p> <p>2 助成金の額</p> <table border="1" data-bbox="216 1056 1181 1188"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額(万円)</th> <th>積算内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販促助成金</td> <td>407.5</td> <td>一店舗当たり2.5万円×店舗数+100万円</td> </tr> <tr> <td>会長会助成金</td> <td>100</td> <td>積算根拠なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 要綱で定める助成金の条件</p> <p>○対象事業の要件（第2条）</p> <p>(1) 専門店街の振興ビジョンの策定事業</p> <p>(2) 振興ビジョンの策定のための調査、研究事業</p> <p>(3) 専門店街の活性化及び販売促進の整備に関する事業</p> <p>(4) 前各号に準ずる専門店街の活性化及び販売促進事業で、泉北事業本部長が特に必要と認めた事業</p> <p><b>【財団の見解】</b></p> <p>・販促助成金は専門店街が実施するセールやキャンペーンの広告宣伝等の目的で使用されるため第3号の事業に該当する。</p> <p>・会長会助成金は、会長会が他事例の調査や情報交換等の調査研究を行うもので、第2号の「調査、研究事業」に準ずる調査研究事業と位置づけ、第4号の事業に該当する。</p>	種別	金額(万円)	積算内容	販促助成金	407.5	一店舗当たり2.5万円×店舗数+100万円	会長会助成金	100	積算根拠なし	<p>本助成金については、交付当初の「伺い定め」を改め、平成17年度以降は要綱に基づいて交付が行われているが、要綱の規定に合致しないなどの問題点が散見された。</p> <p>1 販促助成金</p> <p>(1) 要綱上、助成対象事業費の2分の1を交付するとされているにもかかわらず、財団は「店舗数×2.5万円+100万円」の積算額を交付している。</p> <p>(2) 「店舗数×2.5万円+100万円」の積算根拠が不明である。</p> <p>(3) 店舗数（123店舗）には、空き店舗（16店舗）が含まれている。</p> <p>(4) 交付は精算交付を原則とし（第7条）、例外的に交付決定額の7割を上限に交付できる（第6条）となっているにもかかわらず、財団は交付決定と同時に全額を支払い、また、精算も行っていない。</p> <p>2 会長会助成金</p> <p>(1) 専門店会が提出した平成25年度事業実施報告書の内訳を見ると、商店会などが主催する行事や会議、旅行等への参加であるが、いずれも専門店会の通常業務と考えられ、助成対象要件の「振興ビジョンの策定のための調査、研究事業に準ずる調査研究事業」とは言い難い。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南防災協会 臨時会議</li> <li>・平成25年度堺商店連合会総会</li> <li>・堺市商店連合会 青年部会総会参加（ホテルサンプラザ）</li> <li>・交通安全協会、視察研修会（湯原温泉研修旅行）</li> <li>・堺まつり前夜祭、堺商人祭り、懇親会参加</li> <li>・京阪神堺四都市商連協議会（京都 竹茂楼 京大和 知恩院等）</li> <li>・堺市商店連合会、教養研修会（京都 京大和 東寺 錦市場見学等）</li> <li>・堺市商店連合会、新年賀会（ホテル・アゴーラ・リージェンシー）</li> <li>・堺市商店連合会、研修旅行（三保の松原方面研修旅行）</li> </ul> <p>(2) 上記報告書には「有力施設等の視察などを実施」とあるが、財団はそのことを証憑等で確認していない。</p> <p>(3) 要綱上、助成対象事業費の2分の1を交付するとされているにもかかわらず、財団は積算根拠のない定額100万円を交付している。</p>	<p><b>【改善を求めるもの（意見）】</b></p> <p>本助成金は、ビル所有者の財団が当該A地区専門店会のみを対象とする助成制度であることから、その執行については、要綱に定める要件と手続を厳守することが求められる。</p> <p>しかしながら、本助成金の交付については、要綱に基づいた手続が適切に行われておらず、また、対象要件の審査、助成金額の精算なども要綱の基準に合致しておらず、さらに専門店会の報告書を見る限り、助成金の使途が基準に適合しているとは言い難いことは極めて問題である。</p> <p>以上のことから、財団は、平成25年度をはじめ、これまでに交付した助成金が要綱に基づいて適切に交付され、執行されたかについて検証されたい。</p> <p>検証の結果、不適切と認められる事案が検出された場合は、助成金の返還などの的確な是正措置を速やかに講じられたい。</p>
種別	金額(万円)	積算内容									
販促助成金	407.5	一店舗当たり2.5万円×店舗数+100万円									
会長会助成金	100	積算根拠なし									

<p>○交付率と交付金額（第3条）</p> <p>助成金の交付率を助成対象事業費の2分の1としている。なお、調査研究事業に対する助成金には100万円の上限がある。</p>	<p>(4) 交付は精算交付を原則とし（第7条）、例外的に交付決定額の7割を上限に交付できる（第6条）となっているにもかかわらず、財団は交付決定と同時に全額を支払い、また、精算も行っていない。</p> <p>(5) 交付申請は、助成事業を実施する1か月前までに行うとされているにもかかわらず、事業実施後1か月経過して提出されており、大幅に手続が遅延している。</p> <p>(6) 交付申請の際に添付すべき「事業計画書及び予算書」が添付されていない。</p> <p>(7) 実績報告は対象事業の完了後、30日以内に報告とされているにもかかわらず、3か月以上経過して提出されている。</p> <p>(8) 実績報告の記載金額がすべて「万円」表記（千円以下切捨）というのは不自然であり、正確な実績数値であるかは疑わしい。</p>	
<p><b>【泉北事業本部専門店街活性化等推進事業助成金交付要綱】</b></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、泉北地区の専門店街を単位とする専門店会（専門店会が共同して事業を実施する場合を含む。）が、当該専門店街の活性化及び販売促進を目指して行う事業を実施する場合において、一般財団法人大阪府タウン管理財団が当該事業を支援するため、予算の範囲内において専門店街活性化等推進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する場合の手続等を定めるものとする。</p> <p>（助成金の交付対象事業の要件）</p> <p>第2条 助成金の交付の対象とする事業は、専門店会が専門店街の活性化及び販売促進を図ることを目的として行う次の事業（以下「助成事業」という。）とする。</p> <p>(1) 専門店街の振興ビジョンの策定事業</p> <p>(2) 振興ビジョンの策定のための調査、研究事業</p> <p>(3) 専門店街の活性化及び販売促進の整備に関する事業</p> <p>(4) 前各号に準ずる専門店街の活性化及び販売促進事業で、泉北事業本部長が特に必要と認めた事業</p> <p>（助成金の交付率及び交付金額）</p> <p>第3条 助成金の交付率は、助成対象事業費の2分の1とする。なお、調査研究事業に対する助成金は、100万円を上限とする。</p> <p>（助成金の交付申請手続）</p> <p>第4条 専門店街活性化等推進事業を実施するため、助成金の交付申請を行う専門店会（以下「申請者」という。）は、「専門店街活性化等推進事業助成金交付申請書」（様式第1号）に事業計画書及び予算書を添付して、原則として助成事業を実施する1ヶ月前までに泉北事業本部長あて助成金の交付申請を行うものとする。</p> <p>（助成金の交付決定）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（助成金の概算交付）</p> <p>第6条 泉北事業本部長は、助成金の交付決定を行ったときは、助成事業の円滑な推進を図るため、交付決定額の7割の範囲内で概算交付を行うことができる。</p> <p>（実績報告及び助成金の精算交付）</p> <p>第7条 申請者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した「専門店街活性化等推進事業助成金の実績報告（精算交付申請）書」（様式第2号）に、泉北事業本部長の定める書類を添えて、助成事業の完了後30日以内に泉北事業本部長に報告しなければならない。泉北事業本部長は、助成事業実績報告書の提出があったときは、これを審査の上適当と認めるときは助成金を交付するものとする。なお、本要綱第6条により、概算交付を行っている場合は、交付決定額と概算交付額の差額の助成金を交付するものとする。</p> <p>（以下略）</p>		

<b>措置の内容</b>		
<p>本助成金が適切に交付され、執行されたかについて改めて検証を行った。販促助成金については、要綱に基づいた事務執行は行われていなかったものの、事業実施報告及び各専門店会の販促事業収支決算報告書により交付要綱の目的どおりに執行されていることを確認した。</p> <p>会長会助成金については、専門店会に対し、本助成金の事業実施報告の支払に関する資料（領収書、参加団体からの精算報告書等）の提出を求めてきたが、専門店会はこれに応じないことから、裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）を活用し、専門店会に対して助成金の根拠資料に基づく執行状況を明らかにすることを求めた。</p> <p>しかしながら、ADRにおいても本助成金の根拠資料は専門店会から提出されなかったが、財団として専門店会の報告書に記載のある事業実施先への照会を行った結果、全ての確認はできなかったものの、事業参加に係る実績を確認することができた。</p> <p>平成28年3月に、ADRにおける和解あっせん案として、専門店会が財団に解決金を支払い解決することが妥当との内容が示されたので、財団として顧問弁護士とも相談の上、この和解あっせん案を受け入れるとともに、職員に対してはコンプライアンスの徹底について通知を行った。</p> <p>今後、財団の要綱等に基づき適切な事務を執行するよう、さらに職員に対する要綱等遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンスや会計事務等の研修の充実・強化を図り、組織全体の意識改善及び適切な業務執行に向けて取り組んでいく。</p>		